

追加資料1

学童保育条例素案（中尾委員からのご提案に対する市の考え方）

| | 項目 | 条例素案概要 | 市の考え方 |
|------|-----------|--|--|
| 第1条 | 事業目的・理念 | 保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し「生活の場」を提供し、児童の健全育成と子育てと仕事の両立を支援する | 児童福祉法第6条の3第2項に規定されている内容であり、今回制定する条例において、「放課後児童健全育成事業の一般原則」として、同趣旨を規定しております。 |
| 第2条 | 設置 | 学童保育所を小学校区内に設置し・・・健全な育成を図る。社会的資源を活用する場合は、独立専用施設となるよう改築改修して設置する | 財政面での問題等から、独立専用施設とすることは困難ですが、社会的資源の活用を念頭に、今後策定を予定している施設の設置方針等に規定します。 |
| 第3条 | 事業の管理運営 | 市は学童保育の実施に責任を持つ。営利を目的としない、安定的な運営ができると判断される団体に、運営を委託できる。 | 本市における本事業は、市が実施主体となって委託により実施しております。また、委託事業者につきましても、今後は公募とするなど、より事業実施に適した事業者を選定できるような制度を構築していきます。 |
| 第4条 | 実施主体 | 市は届出を行い継続して適正な運営ができると認められた事業者に対し事業の運営を委託する。また運営に対し必要な支援を行う。 | 市が実施主体となる委託事業であることから、その運営について委託料及び保育料によってすべて賄うことができるよう国の基準に基づいた算定とします。 |
| 第5条 | 施設・設備 | 最低限設置する施設設備 施設に関するもの（生活室、静養室など9項目）、設備に関するもの（ロッカー、下駄箱など7項目） | 施設、設備の基準については、条例で概要を示すこととしております。また、詳細については、要綱等においてお示しする予定です。 |
| 第6条 | 対象児童 | 保護者が就労中、求職中、産前産後、疾病療養、家族の介護、災害などで保育ができない児童 | 対象児童については条例で示すこととしております。ご提案いただいた要件については、現状も対象としており、要綱等において規定を予定しています。なお、当該要件の確認について、証明書等の添付を検討しています。 |
| 第7条 | 定員 | おおむね40人。（各施設で定める） | 「支援の単位」という概念が新たに示されており、一単位当たり原則として40人以下とする予定です。ただし、職員確保の問題等もあることから、当分の間経過措置期間を設けます。 |
| 第8条 | 開設日及び開設時間 | 学校課業日、土曜日、春夏冬期休業 ※開設時間は下校時間、保護者の就労時間を考慮して開設する。 | ご提案いただいた内容について、条例において、最低限の開所時間を示したうえで、要綱等において望ましい形を規定する予定です。 |
| 第9条 | 保育料 | 保育料を徴収することができる。利用者の特別な理由がある場合は免除、減額することができる。 | 保育料については、各事業者ごとに規定することとなっておりますが、市が実施主体である委託事業であり、公平性の観点から基準額をお示しすることを予定しています。 |
| 第10条 | 職員（指導員） | 学童保育指導員を常時複数配置する。障がい児の入所については加配する。指導員の勤務時間は週40時間が望ましい。 指導員の資格については国が定める資格が望ましいが、市に制度に準ずる。 指導員の業務については、子どもの安全管理ほか15項目 指導員の順守事項は子どもの人権の尊重ほか | 支援員の資格、員数等については、従うべき基準となっており、条例に規定する予定です。障がい児受け入れに関する加配等については、現在のところ国から示されていませんが、国の基準に準じたものとします。 |
| 第11条 | 安全対策 | 定期的な施設の点検、改修の実施。マニュアル作成、指導員訓練研修実施 | ご提案のとおり、国の基準に準じて条例に規定します。 |
| 第12条 | 保護者の事業参画 | 保護者は保育活動に参画することができる。学童保育所は保護者が参画できるように努めるとともに、保護者との協力連携を図る。 | 国の基準においても、保護者の理解、協力について規定されており、これに準じて条例に規定します。 |
| 第13条 | 条例の改廃 | 条例の改廃にあたっては、事前に学童保育代表者、保護者等の意見を聴取し、その結論を尊重する。 | 条例改廃については、市として判断すべきものと考えていますが、保護者及び事業者等の意見を聴きながら対応致します。 |